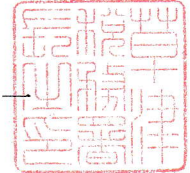




草津法第276号
平成29年7月31日

草津市上笠四丁目19番4号
昇陽株式会社
代表取締役 任 陽陽 殿

草津税務署長 芦田 眞一



酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

平成29年5月30日付で申請のあった草津市大路一丁目字中ノ町502番10家屋番号502番10の建物3階（別紙図面に記載の酒類販売場の位置）の酒類販売業免許については、下記条件を付けて平成29年7月31日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

販売方法は次に該当するものに限る。

- 1 自己が輸出する清酒及びリキュールの卸売
- 2 通信販売を除く小売